

議案第9号

白井市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

白井市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年11月21日提出

白井市長 笠井喜久雄

提案理由

本案は、消防団組織の再編に伴い消防団員の定員を見直すため、条例の一部を改正するものです。

白井市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の
一部を改正する条例

白井市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和
40年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「定数」を「定員」に、「352人」を「302人」に
改める。

第6条第1項第4号中「定数」を「定員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第9号資料

○白井市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年条例第12号）新旧対照表

改 正 案	現 行
(略)	(略)
(定員)	(定員)
第2条 団員の <u>定員</u> は、 <u>302人</u> とする。	第2条 団員の <u>定数</u> は、 <u>352人</u> とする。
(略)	(略)
(分限)	(分限)
第6条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。	第6条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) <u>定員</u> の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合	(4) <u>定数</u> の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合
2 (略)	2 (略)
(略)	(略)